

佐久穂町宿泊施設支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染拡大により宿泊者等が著しく減少し、経営に大きな影響を受けている町内の宿泊施設を支援するため、予算の範囲内で佐久穂町宿泊施設支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、佐久穂町補助金等交付規則（平成17年佐久穂町規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付対象者は、町内に宿泊施設を有し、引き続き事業継続をする者とする。

2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるサービス業で宿泊を主たる事業として営むものとする。

(給付金額等)

第3条 給付金の額は、旅館業（50名以上の宴会場を有する。）にあつては1事業者あたり50万円とし、1回限りとする。

2 ペンション・ロッジ等にあつては1事業者あたり30万円とし、1回限りとする。

(申請受付及び申請期限)

第4条 給付金交付申請の受付は、令和2年6月30日までとする。

(交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者は、佐久穂町宿泊施設支援給付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 町内に事業所があることを証明する書類

(2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により提出された交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは交付を決定し、佐久穂町宿泊施設支援給付金交付決定通知書（様式第2号）により、交付決定通知を行うものとする。

(給付金の請求)

第7条 給付金交付対象者は、前条による給付金交付決定通知書を受理した場合には、速やかに佐久穂町宿泊施設支援給付金請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、給付事業者が次のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき。

(2) 給付金の交付決定の内容に違反したとき。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 支給対象者から第4条の申請期限までに申請が行われなかった場合は、支給対象者が宿泊施設支援給付金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長は、第6条の規定による交付決定後、交付対象者が提出した申請書の不備による振込み不能が生じた場合、直ちに申請者に修正等を求めるものとする。

3 前項に定める修正要求に対し、申請者が応じないなど支給対象者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請書は取下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第10条 町長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他の不正の手段により給付金の交付を受けた者に対しては、交付を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 給付金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付の制限)

第12条 この給付金を申請する者は、佐久穂町飲食店コロナウイルス感染拡大防止対策給付金は申請できないものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。